

- 旧資金運用部資金
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画
注 □にレを付けること。

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	色 麻 町	国調人口(H17. 10. 1現在)	7, 8 5 6人
構成団体名		職員数(H20. 4. 1現在)	9 8人

- 注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0. 3 2（19年度）	標準財政規模（百万円）	2, 5 7 8（19年度）
実質公債費比率（%）	1 5. 2（19年度）	地方債現在高（百万円）	6, 9 9 8（19年度）
経常収支比率（%）	8 5. 6（18年度）	うち普通会計債現在高（百万円）	3, 4 7 8（19年度）
実質収支比率（%）	6. 2（19年度）	うち公営企業債現在高（百万円）	3, 5 2 0（19年度）
		積立金現在高（百万円）	4 6 0（19年度）

- 注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1. 0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

- 3 □にレを付けた上で要旨を記入すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	色麻町財政健全化計画
計 画 期 間	平成20年度～平成24年度
既存計画との関係	色麻町集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	ホームページ並びに指定閲覧箇所による公表、町議会への報告(H20. 12)
基本方針	地方財政の大きな転換期を迎え、いかに効率の良い行財政の運営をするのかが一つの課題であります。本町では平成9年度から様々な行財政改革を行い一定の成果が得られています。今後もこの方針を推し進め、メリハリのある住民サービスの提供を目指すこととしています。

- 注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		40.6		40.6
	補償金免除額		7.4		7.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		(0.2)		(0.2)
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る財政健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る財政健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された財政健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
普通 会 計 債	義務教育施設整備事業	1,874			1,874
	調整債		183		183
	公営住宅建設事業		40,353		40,353
小 計 (A)		1,874	40,536		42,410
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		1,874	40,536		42,410

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会 計 債	義務教育施設整備事業	5,580			5,580
	公園緑地事業	376	207		583
小 計 (A)		5,956	207		6,163
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		5,956	207		6,163

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会 計 債	臨時地方道整備事業	8,447			8,447
小 計 (A)		8,447			8,447
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		8,447			8,447

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>財政力指数はここ数年0.32程度を推移しており、類似団体平均を0.05ポイント上回っているものの、県内市町村平均0.54を大きく下回っている状況にある。</p> <p>経常収支比率は85.3%で、維持補修費や物件費などの削減によって類似団体平均より2.3ポイント良好な数値を示している。今後は、一部事務組合に対する負担金や特別会計への繰出金の増に伴い、一時的に上昇するが、公債費の減少により低下する見込みである。</p> <p>実質公債費比率は15.2%で、類似団体平均より1.5ポイント低い状況であり、今後も減少傾向を示すものと見込んでいる。</p> <p>しかしながら、自主財源率が33.1%であり、依然として地方交付税に依存（46.0%）するところが大きい状況であることから、下記課題を克服しながら歳入歳出を一体的に改革し、健全な財政運営を行う必要がある。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 定員管理の適正化</p> <p>平成17年度に策定した定員適正化計画及び集中改革プランに基づき、定員管理の適正化に努める。</p> <p>課 題 ② 物件費・維持管理経費の削減</p> <p>町内全施設を対象とした修繕計画を策定し実行しているものの、突発的な維持修繕が必要となることが多い。財政の硬直化が進む中で削減可能な経費が多く含まれることもある費目であるため、修繕計画の更新、歳出の徹底した見直しなどにより更に削減を進める。</p> <p>課 題 ③ 公債費負担の適正化</p> <p>地方債償還のピークを平成20・21年度に迎えるが、その後は減少に転じる見込みである。今後も引き続き償還元金の額を超えないよう新規発行額を抑制しながら地方債現在高の縮小に努める。</p> <p>課 題 ④ 特別会計繰出金の適正化</p> <p>平成15年度からの決算状況及び平成24年度までの推計によると、ピーク時と比較すれば減少しているものの、増加傾向となっている。今後は、基準外繰出の抑制などに努め、適正化を図る。</p> <p>課 題 ⑤ 各種団体補助金等の適正化</p> <p>当初予算編成時に補助金等審査委員会にて各種団体への補助金を審査している。今後とも、団体の自主性を尊重しながらも、補助金の既得権化、形骸化を防ぐための努力を続けていく。</p> <p>課 題 ⑥ 税収入等の確保</p> <p>町税の徴収率は99%弱で推移しているが、まだまだ滞納額は多い状況にある。そのため、使用料や手数料を含めた滞納者で、誠意のみられない方に対しては、町税の滞納に対する特別措置に関する条例を制定し一部のサービスを制限して滞納整理を実施している。また、各種使用料・手数料の見直しや未利用財産売却等の検討を行いながら、自主財源の確保に努める必要がある。</p>
留意事項	<p>冬期間における除雪経費は例年並みで計画を立てており、降雪量の多寡によっては特別の対策が必要である。</p> <p>また、台風や発生が予測されている宮城県沖地震については、ハザードマップを全戸配布するなどの対策を講じているものの、深刻な災害が起きた際の備えは十分とは言えない状況にある。</p>

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
地方税	679	671	685	668	754	756 723	700 708	678 701	677 694	639 680
地方譲与税	166	210	272	306	253	234 232	212 227	204 222	198 218	201 214
地方特例交付金	16	15	13	11	4	10 7	17 7	20 0	18 0	2 0
地方交付税	1,630	1,673	1,803	1,677	1,736	1,796 1,775	1,839 1,767	2,004 1,739	2,211 1,675	2,183 1,650
小計(一般財源計)	2,491	2,569	2,773	2,662	2,747	2,796 2,737	2,768 2,709	2,906 2,653	3,104 2,587	3,025 2,544
分担金・負担金	19	18	13	13	20	13	12 13	8 13	7 13	5 13
使用料・手数料	162	145	143	150	144	142 140	73 70	80 70	91 70	76 70
国庫支出金	283	340	262	358	212	341 427	723 343	368 210	568 202	508 200
うち普通建設事業に係るもの	135	205	141	250	77	206 226	207 225	7 90	2 81	35 92
都道府県支出金	161	128	116	184	128	144 121	164 117	173 119	283 121	355 116
うち普通建設事業に係るもの	30	41	21	16	24	23 20	26 20	16 20	20	20
財産収入	19	23	25	23	32	26 21	26 21	55 21	20 21	20 21
寄附金	1	1	1	1	2	2 1	3 1	3 1	8 1	1
繰入金	163	215	112	255	69	62 89	95 121	5 101	225 141	143 96
繰越金	96	50	152	43	82	89	69 45	70 43	182 41	135 43
諸収入	158	159	160	185	173	169 161	124 101	132 101	153 101	138 101
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	2	2	2	10	10	10	20 10	40 10	40 10	40 10
地方債	364	387	280	369	195	207 172	267 400	325 202	384 166	624 163
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	3,917	4,035	4,037	4,243	3,804	3,991 3,971	4,324 3,941	4,125 3,534	5,025 3,464	5,030 3,368
人件費 a	945	942	911	862	875	866 861	841 832	813 827	845 813	859 801
うち職員給	599	601	570	536	543	535 527	506 514	494 514	490 501	508 493
物件費 b	661	558	570	576	586	586 617	519 427	575 433	694 420	690 417
維持補修費 c	61	55	110	60	74	91 89	82 103	83 111	80 84	80 80
a + b + c = d	1,667	1,555	1,591	1,498	1,535	1,543 1,567	1,442 1,362	1,471 1,371	1,619 1,317	1,629 1,298
扶助費	132	140	146	153	174	182 176	182 178	274 180	310 181	262 183
補助費等	748	721	716	735	673	688 747	819 737	697 757	717 793	800 805
うち公営企業(法適)に対するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通建設事業費	336	462	468	554	226	368 411	681 581	389 218	767 174	1,403 177
うち補助事業費	68	105	190	219	26	29 19	315 346	25 36	22 36	485 36
うち単独事業費	268	357	278	336	200	339 392	366 235	364 182	745 138	918 141
災害復旧事業費	6	0	0	120	5	0	3 0	0	49 0	11 0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	440	464	469	499	494	541 500	507 515	469 444	450 421	361 317
うち元金償還分	361	390	400	430	427	479 438	452 458	421 387	405 371	299 272
積立金	2	3	3	11	12	33 16	57 6	31 3	247 2	2
貸付金	25	20	14	19	19	20	31 22	40 24	40 25	45 28
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	2	2	2	10	10	10	20 10	40 10	40 10	40 10
繰出金	411	425	464	488	487	466 429	471 438	472 437	530 448	411 454
うち公営企業(法非適)に対するもの	204	219	242	237	238	234	238 231	233 231	277 242	268 247
その他	0	3	3	3	0	1	0	0	0	0
歳出合計	3,767	3,793	3,874	4,080	3,625	3,842 3,867	4,193 3,839	3,843 3,434	4,729 3,361	4,924 3,264

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
形式収支	150	242	163	163	179	149 104	131 102	282 100	296 103	106 104
実質収支	124	126	163	159	169	148 104	103 102	164 100	106 103	205 104
標準財政規模	2,297	2,388	2,540	2,540	2,578	2,631 2,645	2,862 2,617	2,997 2,591	2,942 2,517	2,989 2,472
財政力指数	0.29	0.31	0.30	0.31	0.32	0.33	0.32 0.33	0.30 0.32	0.27 0.32	0.27 0.32
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	83.8	84.3	79.9	85.6	85.3	89.6 87.1	86.6 85.2	81.9 84.1	85.3 84.9	85.3 82.3
実質公債費比率 (%)	—	—	—	15.5	15.2	15.6 15.2	15.0 15.1	14.5 14.9	13.7 14.8	13.3 13.6
地方債現在高	3,666	3,663	3,543	3,710	3,478	3,206 3,212	3,021 3,154	2,925 2,970	2,904 2,765	3,229 2,712
積立金現在高	571	498	510	411	460	541 497	590 443	685 406	808 328	770 292
財政調整基金	320	305	366	316	374	424 396	417 337	509 299	610 221	571 187
減債基金	224	165	115	56	37	52 37	80 38	81 38	81 39	82 39
その他特定目的基金	27	28	29	39	49	65 64	93 68	95 69	117 68	117 66

注 実質公債費比率は、平成18年度(平成15年度から平成17年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成17年度欄から、平成19年度(平成16年度から平成18年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成18年度欄から、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	①	<p>集中改革プランでは平成17年4月1日現在121名を平成22年4月1日現在で109名に削減（削減率10%）することとしている。計画の進捗は平成22年4月1日現在で14名を削減し、削減目標達成率は117%である。平成20年4月1日現在で10名を削減し、削減目標達成率は83%である。このうち、一般会計対象者は平成17年4月1日現在104名を平成22年4月1日現在で93名に削減（削減率10%）することとしていたが、勸奨退職によりさらに1名多くの削減目標に改め、92名と修正したところである。平成24年4月1日の実績としては、93名となっている。以降も退職者4名に対し1名の新規採用にとどめる方針を維持し、平成25年4月1日には87名とする予定である。</p>
○ 給与のあり方	①	<p>給与構造の改革により、年功的な昇給から能力・業績に応じた昇給にするため、平成18年度より新しい人事評価制度を導入し運用している。</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	①	<p>給与構造の見直しについては、国と同様に平成18年4月1日から導入している。また、地域手当については、支給対象地域に該当していないが、支給対象地域へ派遣がある場合の規定として国と同様の制度としている。</p>
◇ 技能労務職員の給与のあり方	①	<p>技能労務職員の給与についても基本的には上記方針と同様であり、平成20年3月に技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を策定し公表している。今後は、退職者の補充を行わない方針で、技術的な面については業務委託などで対応していく予定としている。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	<p>退職時特別昇給は、平成17年4月1日より廃止している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	①	<p>福利厚生事業においては、職員で組織する互助会に対する公費支出を平成17年度から廃止している。</p>
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 物件費の削減	②	<p>平成9年度において行政改革大綱を策定し、以降様々な改革を行ってきたところであるが、平成19年度において、行政改革推進会議を開催し更なる改革を検討したところである。これにより、庁費等の一般行政経費については、納税者の視点に立ち、その効率化に向けた努力を通じて厳しく抑制することとしたものである。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	<p>平成18年度より随時指定管理に移行しているところであるが、今後も温泉施設や宿泊施設の指定管理を委託する予定である。また、職員数削減に伴うサービス低下を避けるため、市場化テストやPFIについても検討していく予定である。</p>

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	⑥	平成15年度に総合徴収対策室を設置し、町税や各種使用料の滞納整理を行っている。また、誠意のない未納者に対しては、町税の滞納に対する特別措置に関する条例を制定し一部のサービスを制限して滞納整理を実施している。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		関係法令並びに条例に基づく公表以外のものについては、町情報公開条例に基づき開示している。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	①	地方公務員法第58条の2の規定に基づく人事行政の運営等の状況の公表について、町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、毎年10月1日に町広報紙やホームページ、指定閲覧箇所にて公表している。
◇ 財政情報の開示		地方自治法第243条第1項に規定する財政状況の公表について、町財政状況の作成及び公表に関する条例により、毎年5月1日及び11月1日に町広報紙やホームページ、指定閲覧箇所にて公表している。 また、予算・決算等については、その都度町広報紙やホームページにて公表している。
○ 公会計の整備		平成24年度中の公表に向けて、現在作業中である。 平成23年度からの実施に向けて、現在準備中である。
○ 行政評価の導入	②・⑤	平成15年度から事務事業評価を実施している。また、平成18年度からは予算編成まで関連づけた運用を行っており、将来的には外部評価まで取り入れることとしている。
7 その他	③・④	公債費負担の適正化については、新規地方債発行を必要最小限にとどめ、償還元金の額を超えないよう抑制しながら地方債現在高の縮小に努める。 また、公営企業会計繰出金の適正化については、上下水道料金の適正化と下水道加入者の促進を図り、基準外繰出の抑制に努める。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	5年間で職員数11名の削減と、特別職給与・管理職手当の引き下げを継続実施し、人件費総額の削減を図る。
2 物件費、維持管理経費の削減	公共施設の多くは既に指定管理者制度を活用しているが、未実施の温泉施設並びに宿泊施設を管理委託し、コスト削減を図る。また、公共施設の老朽化した機器等の修繕を計画的に実施し、致命的欠陥を回避することにより突発的な支出を抑制する。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	上下水道料金の適正化と下水道加入者（水洗化率）の促進を図り、基準外繰出金の抑制に努める。
4 その他	公債費負担の適正化については、新規地方債の発行を必要最小限にとどめ、償還元金の額を超えないよう抑制しながら地方債現在高の縮小に努める。また、各種団体補助金については、団体の主体性を尊重しながらも公益性を重視し、補助金の既得権化・形骸化を避けるべく慎重な審議を実施し、適正補助に努める。

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位：人、百万円)

課題	項目	実績					計画前5年度実績	目標					計画合計						
		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)		平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)							
	職員数	109	104	101	100	98		95	92	89	92	89	93	87					
	増減数	0	△5	△3	△1	△2	△11	△3	△3	△3	△3	0	3	△3	1	△2	△5	△11	
	職員数のうち一般行政職員数	90	86	83	82	81		78	77	74	77	77	74	78	72				
	増減数	0	△4	△3	△1	△1	△9	△3	△1	△3	△3	3	3	1	△3				△3
	職員数のうち教育職員数	7	7	7	7	6		6	6	6	6	6	6	6	6				
	増減数	0	0	0	0	△1	△1	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	職員数のうち警察職員数	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-				-
	増減数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-
	職員数のうち消防職員数	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-				-
	増減数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-
	職員数のうち技能労務職員数	12	11	11	11	11		11	9	9	9	9	9	9	9				
	増減数	0	△1	0	0	0	△1	0	△2	0	0	0	0	0	0				△2
	実質公債費比率	-	-	17.8	15.5	15.2		15.6	15.2	15.0	15.1	14.5	14.9	13.7	14.8	13.3	13.6		
	増減	-	-	0	△2.3	△0.3	△2.6	0.4	0.0	△0.6	△0.1	△0.5	△0.2	△0.8	△0.1	△0.6	△1.2	△2.1	△1.6
	地方債現在高	3,666	3,663	3,543	3,710	3,478		3,206	3,212	3,021	3,154	2,925	2,970	2,904	2,765	3,229	2,712		
	増減	0	△3	△120	167	△232	△188	△272	△266	△185	△58	△96	△184	△21	△205	325	△53	△196	△766
1	人件費(退職手当を除く。)	862	852	821	777	789		777	771	749	731	747	758	733	767	724			
	改善額(※H14→866)	4	14	45	89	77	229	89	95	117	135	149	108	133	99	142	548	606	
2	行政管理経費(物件費、維持補修費)	722	613	680	636	660		677	706	601	630	658	544	774	504	671	497		
	改善額(※H14→767)	45	154	87	131	107	524	△17	△46	59	430	2	146	△114	156	11	163	△59	519
3	公営企業会計繰出金(基準外繰出金)	58	59	59	32	41		42	40	38	39	38	39	77	38	38			
	改善額(※H14→42)	△16	△17	△17	10	1	△39	△1	4	3	2	3	2	△36	3	3	△28	41	
4	各種団体補助金等	35	35	33	34	34		34	33	32	32	32	32	31	32				
	改善額(※H14→35)	0	0	2	1	1	4	0	1	2	2	2	2	3	2	8	7		
	〇〇〇																		
	改善額																		
	計画前5年間改善額 合計						718												
	改善額 合計																		
	(参考) 補償金免除額																		7.4

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 各年度の「職員数」欄については、地方財政状況調査表の作成時点(翌年4月1日時点)の職員数を記入すること。

4 「改善額」については、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が財政健全化計画の計画期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。

5 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。

6 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。

7 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じて改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。

8 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額」に記入した「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融庫資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融庫資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の地方公共団体については、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る財政改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)

9 必要に応じて行を追加して記入すること。